

三木町農業委員会

令和6年3月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和6年3月定例会議事録

- (会 期) 1日間
(開催年月日) 令和6年3月19日
(会議時間) 14:56～15:33
(開催場所) 防災センター 第1研修室

出席委員数 18名

- 2番 松田 隆雄
3番 平井 直行
4番 沖藤 高奨
5番 阿部 一義
6番 古市 哲
7番 溝渕 常雄
8番 高重 浩二
9番 原内 健正
10番 森 宏樹
11番 北岡 利幸
12番 鈴木 勤
13番 地下 三
14番 岡田 久
15番 川田 正憲
16番 藤澤 勇一
17番 多田 幸子
18番 溝渕 廣明 (会長職務代理)
19番 高尾 壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 漆原翔平係長
4. 谷井直人主任主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設委員会審議報告について

14時56分 開会

- 事務局 皆さんお揃いでございますので、ただいまからの3月の農業委員会定例会を開会いたします。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会につきましては、先程会長さんが申しましたとおり、農地法関係議案3件、農用地利用集積計画につきましてそれぞれご審議していただけたらと思います。なお、本日の議事録署名委員さんにつきましては、藤澤委員さんと川田委員さんをお願いしたいと思います。それでは高尾会長よろしく申し上げます。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、まず番号1番、説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号の番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。
- 会長 それでは地区担当の農業委員の方、補足する説明があればお願いします。
- 川田委員 1番ですけれども譲渡人の3名は姉妹でして、それぞれ嫁に行っているというわけで現状農地の草を1年に1、2回刈るのが精一杯ということで、今後農地の管理が難しいとのことで近くの●●さんをお願いしたということでもあります。そういう状況ですのでひとつよろしく申し上げます。
- 会長 2番お願いします。
- 藤澤委員 面積は15㎡というかなり小さい面積になりますけど、さきほど事務局の説明にもありましたとおり昔は墓地とか塚があったように聞いておりますけど、今は全くなく地籍調査で判明したものを現状に合わすということで、何も問題ないと思います。
- 会長 はい、2件のみになりますが、質問はありますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に行こうと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。続きまして議案第2号農地法第5条の事業計画変更について事務局、提案をお願いします。
- 事務局 はい、それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の地図も併せてご覧ください。【議案第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 はい、これについてご質問ございますか。

会長 計画時期の変更ですね。これは1区画ですか。

事務局 はい、1区画です。

会長 1区画やけど、2年かかってということですか。

事務局 もともと10区画あったんですけど、1区画が売れ残っているの、その区画に対しての工期延長です。

会長 その他質問ございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。1件ですけれども、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について承認の方は挙手を願います。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局、提案をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみ説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。番号12番より説明いたします。
【議案第3号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしく願います。

会長 今月は更新も含めて22件ですね。ご質問がありましたら願います。

委員一同 (質問なし)

会長 よろしいですか。それでは利用権の採決に移ります。議案第3号農用地利用集積計画について、承認される方の挙手を願います。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。審議は以上でございます。続きまして、報告事項があります。1号、2号続けて事務局より報告をお願いします。

事務局 失礼いたします。報告議案について説明させていただきます。議案書の10ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。
【報告第1号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について説明させていただきます。議案書の12ページをご覧ください。
【報告第2号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 はい。報告事項ですが、何か質問がありましたら、願います。

会長 報告2号の●●のところは新しい団地のところかな。

事務局 先日農振除外が出ていたところで、今後分譲住宅になる予定です。

会長 分かりました。他はよろしいですか。

会長職務代理 10ページの番号2ですが、借り手と貸し手に相続人が両方ついてるんですけど、これは、どういう意味でとったらいんですか。

事務局 いわゆる残存小作地の解約でして、契約者がすでに亡くなられているので、その場合相続人全員の同意がないと解約の方ができないので、申請者としては法定相続人全員での連名の申請となります。

会長職務代理 2人とも亡くなっているということですか。

会長 そうということになりますな。

会長職務代理 ありがとうございます。

会長 他にありませんか。

会長 他になければ報告はこれで終わります。次に常設審議委員会の報告を行います。令和6年2月分としまして、農地法第4条、香川県は1件824㎡、三木町は0件。農地法第5条については、香川県は14件92,308.81㎡、三木町は0件でございました。2月分は以上でございます。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に、担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会3月の定例会を閉会いたしたいと思っております。皆様お疲れ様でした。

15時33分 閉会